

別記 選定基準及び審査内容

選定基準 (指定手続条例の規定)	審査事項	審査内容	配点
(1)利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 (条例第4条第1号)	設置目的の理解	施設の設置目的を理解した内容となっているか。また、関係法令等について理解し、厳守が見込まれるか。	22点
	平等利用の確保	市民の平等な利用が図られる内容となっているか。	
	サービス向上	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	
		利用者等からの苦情・要望等への対応は適切か。	
		指定管理者となった場合、定期的な自己評価を行う体制が十分か。	
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (条例第4条第2号)	利用促進	文化振興事業は、市民に芸術文化にふれる機会を提供するとともに、市民の文化活動を促進する内容となっているか。	22点
		施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。 (自主事業や他の施設との連携を含む。)	
	施設管理	施設の設置目的の達成により有効であり、適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。(自主事業や他の施設との連携を含む。)	
		環境に配慮した業務運営となっているか。	
		第三者への委託業務の内容は適切か、委託先への業務等の確認方法は適切か	
(3)事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。 (条例第4条第3号)	経営基盤	経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 (団体の代表者個人において市町村税の未納の有無を含む)	35点
	実施体制	指定期間中に安定した施設の管理を行うことのできる物的、人的な規模、能力を有していると認められるか。 (申請時に十分な規模等を有していない団体等であっても、本市から管理費用等を収受できるなどその後に十分な規模等を得ることが確実に認められる団体等を含む。)	
		施設管理業務に関する知識、技術、経験を有した職員を配置する計画となっているか。	
		施設の管理運営業務と他の事業との経理区分は明確にできるか。	
		職員の労働条件は適切か、就業規則は整備されているか。また、職員研修の内容及び回数は適切か	
	業務実績	同種の施設又は類似の施設における管理運営を行った実績を有しているか。	
(4)収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (条例第4条第4号)	収支計画	収入・支出の積算が妥当であり、管理運営計画との整合性は図られているか。	10点
	施設管理	効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。	
(5)その他市長等が特に定める事項 (条例第4条第5号)	危機管理対策	施設管理における安全確保や防犯、防災に関する取り組みは適切か	11点
		災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	
	情報管理	個人情報保護対策は万全か。	
	社会貢献活動	地域環境、次世代育成など社会貢献活動を行っている実績があるか。また今後の計画があるか。	
合 計			100点
団体合計			600点
(6)事業評価の次期指定管理者への反映	モニタリングマニュアルに基づき、現指定管理者が応募した場合、現指定期間における管理運営に対する評価に応じ採点に反映させる	①毎年のモニタリングにおける総合評価の結果(A～Eの5段階評価)から、対象期間内の事業評価値を算定する。 ・事業評価値(モニタリング総合評価の平均)＝評価期間の総合評価の合計／評価年数 【総合評価 A: +2、B: +1、C: ±0、D: -1、E: -2として算定】 ②事業評価値から評価ランク(5段階Ⅰ～Ⅴ)を決定する。 事業評価値 ≥ +1.5 → 評価ランクⅠ 事業評価値 ≥ +1.0 → 評価ランクⅡ 事業評価値 ≥ 0 → 評価ランクⅢ 事業評価値 ≥ -1.0 → 評価ランクⅣ 事業評価値 < -1.0 → 評価ランクⅤ ③事業評価を次期指定管理者選定に反映するための事業評価加算として、評価ランクに基づく加減算率を候補者選定に係る指定管理者選定委員会の委員全員の採点合計に乘じ算定する。なお、端数については小数点以下第3位を四捨五入することとする。 評価ランクⅠ → 加減算率 +5% 評価ランクⅡ → 加減算率 +2.5% 評価ランクⅢ → 加減算率 ±0% 評価ランクⅣ → 加減算率 -2.5% 評価ランクⅤ → 加減算率 -5% ④委員全員の合計点に③の事業評価加算点を加え、総合評価点とする。	30点
再 計			630点